

市川市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の概要

1 計画の位置付け

(1) 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定に基づき、長期的総合的視点に立って計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針を定めるもの。

(2) 計画の対象範囲

し尿及び生活雑排水（浄化槽汚泥含む）

(3) 計画期間

平成 31 年度から平成 40 年度

2 生活排水処理の現状と課題

(1) 処理形態別人口等の推移

年 度	平成 21 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (前計画目標)
行政人口（年度末現在）	475,576 人	485,767 人	—
①下水道人口 (ア)	286,100 人 60.2%	334,500 人 68.9%	—
②合併処理浄化槽人口 (イ)	86,099 人 18.1%	60,845 人 12.5%	—
③単独処理浄化槽人口	96,832 人 20.4%	86,068 人 17.7%	—
④し尿収集人口	6,545 人 1.4%	4,354 人 0.9%	—
生活排水処理率（ア＋イ）	78.3%	81.4%	88.0%以上
し尿・浄化槽汚泥処理量	69,745kℓ	63,455kℓ	—

(2) 主な課題

- ① 生活排水の適正処理の拡大と環境への負荷の低減
 - ・未だに約 9 万人分の生活雑排水が未処理のまま放流
 - ・下水道普及率等の向上、汚濁負荷物質の排出の削減等
- ② 既存の単独処理浄化槽への対応の強化
 - ・公共下水道整備区域内における下水道への速やかな接続等
 - ・公共下水道の整備が当面見込めない地域における合併処理浄化槽への転換

- ③ (衛生処理場の) 搬入物の性状の変化や処理量の減少に対応した処理体制の確保
- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、処理処分 of 安定性、効率性の確保

3 計画の目標

(1) 目指すべき将来像

「資源循環型都市いちかわ」(前計画と変更なし・ごみ処理基本計画と共通)

(2) 基本方針

- ① 環境負荷の少ない生活排水処理を推進し水環境を保全する
- ② 適正な生活排水処理を効率的かつ安定的に進める
- ③ 市民・事業者・行政が役割を分担し協働して取り組む

(3) 数値目標

生活排水処理率 平成 29 年度実績値から 10%以上向上
(平成 29 年度 : 81.4% → 平成 40 年度 : 92.1%以上)

4 目標を達成するための施策

(1) 生活排水の処理計画

- ① 公共下水道による処理の推進 → 公共下水道の整備の推進
下水道接続率の向上
- ② 合併処理浄化槽による処理の促進 → 合併処理浄化槽の普及促進
既存単独処理浄化槽から合併処理
浄化槽への転換の促進

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

- ① 収集運搬体制の整備 → 効率的な収集運搬の推進
- ② 中間処理・最終処分体制の整備 → 衛生処理場の適切な施設運営
汚泥焼却灰の再資源化
- ③ 処理手数料の適正化 → 処理手数料の見直し

(3) その他の生活排水対策等

- ① 汚濁物質の排出抑制等 → 汚濁負荷物質の排出抑制
浄化槽の適正な維持管理の促進
ディスポーザへの対応
- ② 市民参加・情報共有の推進 → 水環境の保全等に関する広報・
啓発活動の推進
市の施策検討、具体化、評価等への
市民参加の推進
じゅんかん白書の作成と公開

5 計画の推進と進行管理（ごみ処理基本計画と共通）

（1）計画の推進

- ① 情報の共有とパートナーシップによる計画の推進
- ② 広域的な連携による計画の推進

（2）計画の進行管理

- ① 各年度における実施状況の評価・公表・改善
- ② 中間年度等における計画の見直し